

医師の勤務間インターバル規制について

医師の勤務間インターバル規制は、令和6年4月から施行される医療法の規定として、時間外労働の上限規制の特例(B・連携B・C-2水準)の適用を受ける医師に、始業から24時間以内に9時間の連続した休息时间(15時間の連続勤務時間制限：図1)を、また宿日直許可のない宿日直に従事させる場合は、始業から46時間以内に18時間の連続した休息时间(28時間の連続勤務時間制限：図2)を与えなければならないとするものです。(C-1水準が適用される臨床研修医は、医療法施行規則に別途定めがあります。また、特例の適用を受けない場合(A水準)であっても、時間外労働が「年720時間を超えることが見込まれる」、又は「1か月45時間を超える月数が年6か月を超えることが見込まれる」のどちらかに該当する場合は努力義務になります。)

図1. 始業から24時間以内に9時間の休息時間を確保するとは・・・



図2. 始業から46時間以内に18時間の休息時間を確保するとは・・・



● 兼業・副業をしている場合にも

インターバル規制の対象となる特例の適用を受ける医師が副業・兼業している場合は、主たる勤務先の病院Aと副業・兼業先の病院Bとの間で調整して、インターバル規制に基づくシフトを組む必要があります(図3)。

図3. 宿日直許可を得ていない宿直をする場合は、やはり始業から46時間以内に18時間の休息時間が必要



B病院が宿日直許可を得ている場合は、主たる業務を行うA病院に戻って夕刻以降まで働けます。

● 休息時間を連続して与えられなかった場合には

やむを得ない理由で9時間や18時間という定められた休息時間を連続して与えられなかった場合は、その時間に相当する休息【代償休息】を後で与えなければなりません(図4)。

図4. 代償休息のイメージ(予定された休息時間にやむを得ず勤務した場合)



(※ただし、はじめから15時間を超える(23:00までに終了しない)ことが予定された同一の業務に従事させる場合は、その業務終了後次の業務の開始までの間に付与して9時間の休息時間をとることが必要)

医師の働き方改革については、センターのアドバイザーが訪問して説明しますので、気軽に問合せください。

高知県イメージキャラクター「くろしおくん」



社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます!

高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境のことならお任せ

